

# 本日“日健”対府要求・抗議行動！

## 我々の意志を鮮明に打ち出す為に

### 勝利号で府庁へ！！

仲間達！！

先日来訪を続けているように、聖事を拡大し戦争を  
 あり、福祉を切り捨てて財界にのみ奉仕する自民党  
 中曽根は、我々の生活といのちを守る。日雇健保を  
 とりあげ、大きな不安の中に我々を突きおこした。

大阪府健康保険課の役人供は、中曽根の片棒をかつ  
 ぎ、頼まれもしないのに、自分の出世欲から、釜ヶ崎  
 の労働者に対して、みなく奪だから、健康保険印紙  
 を貼ってないからと、たくを並べたて、中曽根の意図  
 を大きく上回る劣悪な「健康保険」を我々に押し付け  
 ようとこころいる。

二のような事態に対して、我々は座して見逃すわけ  
 にはいかなり。

一つには、我々の生活といのちを守るため  
 に、大阪府の役人供の出世欲を打ち破き、  
 なしとてであろうと、我々の健康保険の拡充を  
 討つために。

一つには、豊満予算の肥大を福祉予算の拡充  
 によつてくいこめ、人民の平和な生活を守り  
 抜くために。

五月には釜ヶ崎日雇労働者も広範な「健康  
 保険法改悪反対」、日健廃止反対、闘争の一  
 翼さになつて、厚生省と交渉をもち、衆  
 議院に四千名の反対署名を提出するなど  
 の活動をおこなった。

仲間達！！我々の生活といのちを守る為  
 憲制度を獲得するために、戦争拡大の路  
 線を打ち破るために、再度多くの人々と  
 連帯して闘わなければならぬ。その先  
 途として、本日、対府行動への参加を！

**釜ヶ崎解放**

釜ヶ崎労働者諸君

1984年9月26日

(64) 243

アサヒ(一) 8:15 出発 ~ 9:30 要求提出 ~ 11:00 帰釜

要 求 書

「私たちは本年十月一日から実施されようとしている  
日雇労働者の健康保険制度について、左記のように要  
求いたします。

記

- 一 基礎日額の等級を七級にせよ
- 二 賃金上昇にあわせ、基礎日額の等級をあげよ
- 三 (1) 傷病手当金支給額は、個人別に前6ヶ月最高収入月の  
稼働日数による計算にせよ  
(2) 個人別に実施できない場合は、アブレ手当金の上昇率

にあわせて傷病手当金を上げよ

- 四 (1) 割負担が不可能な場合、貸付金制度をつくれ  
(2) 貸付金制度ができない場合は、一割負担免除の病院(全科)  
を指定せよ

- 五 (1) 日雇持例被保険者の患者は入院保障金を支払わない  
でよいようにせよ

- (2) それができない場合は入院保障金のいろいろな病院を指定  
せよ

- 六 労災時及び長期アブレ期には資格維持のためのシステムと  
して労働者が保険料を負担すれば有資格とせよ

- 七、窓口機関の傷病手当金支給に関するミメツケをやめよ

以上